

町の各種医療制度

平成16年度 各医療制度 1人当たりの医療費給付額

医療制度名	給付額 (円)	医療制度名	給付額 (円)
老人保健医療	650,330	障害者医療	141,162
老人医療	67,973	母子家庭等医療	28,747
乳幼児医療	36,764	精神障害者医療	14,370

いっとなしきは

必ず届け出を

次のようなときには、福祉医療・老人保健医療とともに、保険課で手続きをしてください。

健康（医療）保険証が変わったとき

本人や扶養者の転職や退職などで保険証の種類、記号番号などが変わったときは、新しい保険証と受給者証を持参して、変更の届け出をしてください。（十四日以内）

社会保険などから別の社会保険などに変わるときは、加入手続きに時間がかかり、医療保険の空白期間（無保険状態）ができる場合があり、この空白期間中に医療機関にかかると、医療費の全額が本人自己負担となりますので注意してください。

医療保険に加入していなければ、福祉医療・老人保健医療の給付を受ける資格を喪失します。

医療保険の空白期間ができそうな場合は、必ず国民健康保険に加入してください。

転出するとき

転出後は、阿久比町の受給者証は使えませんので、転出時に必ず返却してください。

住所が変わったとき

受給者証の住所の訂正を受けてください。（十四日以内）

受給者本人が死亡したとき

家族の方で、受給者証を返却してください。（十四日以内）

転入してきたとき

転入後は、前住所地の受給者証は使えませんので、受給者証の交付手続きをしてください。（十四日以内）
交通事故など第三者から障害を受けて福祉医療・老人保健医療費を使うとき

この場合の治療費は、本来加害者が支払うものですが、福祉医療・老人保健医療で一時立て替えて、後で加害者に請求します。
事故などに遭ったら、加害者と示談を結ぶ前に必ず保険課に届け出てください。